

## 「専門高校における発明の取扱に関する課題と一考察」

○陳内秀樹・李鎔璟・北村真之・佐田洋一郎(山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター)

木村友久(山口大学 国際総合科学部)

### 1. はじめに

近年、新しい学力観の下で、学校教育の中での生徒の発明創作活動が活発になっている。それは、生徒による特許・意匠出願事例の増加<sup>1)</sup>や、パテントコンテストなど応募件数<sup>2)</sup>に見ることができる。また、水面下では、「真の発明者は誰か」、「県立高校において特許発明の帰属はどこにすべきか」など、潜在していた課題の表出にも繋がっている。

山口大学では、このような教育現場の疑問に知財無料相談窓口を開設<sup>3)</sup>し対応している。本発表では、本学に寄せられた専門高校における発明等の取扱に関する課題を整理し考察する。

### 2. 課題の把握

本学知財センターでは、知財研修として専門高校への支援を実施してきた。<sup>4)</sup>そのため、知財無料相談窓口開設以前から、教育現場から現在まで様々な問い合わせが寄せられている(表1)。

問い合わせの内容を見ると、農業高校からは、地元企業への技術移転を見据えた生徒研究成果の「(1)高校生の特許等の出願に関するもの」が多く、工業高校からは授業の中で生徒が創作する実習品についての、「(2)実習において第三者の権利に配慮するもの」が見られる。商業高校からは、生徒が創作した標章及びマスコットキャラクターについて、「(3)高校生の商標及び意匠の出願から活用に関するもの」となっている。

上述の①～③は、高校教育現場で知財が取り扱われているからこそ発せられる実践的な問いであり、教育現場という特殊な枠組み(一般的な産業現場ではないという意味)の中での知的財産の取扱方に関する貴重な先行事例である。以下に、専門高校の特性を踏まえ整理・考察を行った。

表1：専門高校からの問い合わせ事例

番号	問い合わせ内容	課題が生じている段階				校種
		知財教育導入	知財教育展開 創造	保護	活用	
1	授業で知的財産の内容をどう取り扱ったらよいか分からない	○				農業高校
2	一部の教員ではなく組織的に知財教育を展開するにはどうしたらよいか	○				農業高校
3	生徒グループ研究の場合、発明者は誰になるのか、また、それを指導した教員は発明者になるのか。			○		農業高校
4	従来技術の検索は、どのようにしたらよいか。		○			農業高校
5	生徒の方法の発明を実用新案出願することができるか。			○		農業高校
6	生徒の方法の発明の特許出願したい。どのように進めたらよいか			○		農業高校
7	生徒の発明を県知事名で出願することが妥当か。			○		農業高校
8	教職員の発明は職務発明となるか。			○		農業高校
9	生徒の実習で製造した食品加工品に付して販売する標章を生徒にデザインさせ、それを学校で商標を登録して販売したい。出願人は誰にすべきか。			○	○	農業高校
10	生徒の発明を生徒が出願人となって特許出願する場合の問題点は？			○		農業高校
11	家具の設計用に紙で2次元の人体模型(人間定規)を授業で作った。同様のものが既に販売されていることを知った。何らかの権利侵害にあたるか。			○	○	工業高校
12	授業の一環で製作した創作食器が、第三者の既存のデザイン食器に類似している。文化祭で販売できるか。また、その意匠を産学連携として、企業に作ってもらうことができるか。進める場合の権利処理の仕方は？		○	○	○	工業高校
13	地域おこしのために地域からイラストを集め展示するイベントを開催する場合、「作品の著作権は主催者の帰属します」の表現は適切か。		○	○	○	工業高校
14	授業で生徒が創作した標章についての商標登録の進め方と登録後の権利の取扱について			○	○	商業高校
15	生徒が創作した意匠権で得られる利益の取扱について				○	商業高校

### 3. 整理・考察

前項の問い合わせへの回答は、起こっている事実に基づいてケースバイケースとなるが、これらの問いが発せられる背景には、学習指導要領<sup>5)</sup>に沿った知財教育の導入により「(1) 専門教育が、より現代の地域産業現場の実際に即して行われるようになったこと」、「(2) 生徒の授業内での創作活動が、より活発にかつ実践的に行われるようになったこと」があると考えられる。

そうした実践的な教育の一環として、知財権の課題に学校及び地元企業が意図せずとも直面することになり、結果、生徒の創作活動や企業活動から生まれる知的財産の本当の価値に気づくといった知財マインドの高まりがうまれており、地方創生の観点からも好ましいと言える。

しかしながら、下表に示すように、高校特有の課題は複雑である。未成年の発明であることを始めとして、研究や社会貢献が法的に位置づけられた大学における産学連携(教育基本法第7条)とは異なること、学校設置者の都道府県としても、公設試でもない学校の生徒や教員からの知財創出は想定していないことなどから、全てのケースが適切に対応されているとは言いがたい。本学知財センターへの専門高校や都道府県教育庁からの相談も、状況が複雑・深刻化してから行われることもあり、全国的に支援を必要としている現状があると言える。

表2：専門高校教育において知財権に関して起こっている課題

<b>(1) 農業高校「高校生の特許等の出願に関するもの」</b>
① 出願人が未成年である <ul style="list-style-type: none"><li>・ 出願に際し、法定代理人が必要</li><li>・ 未成年の住所情報や親子関係が公開公報等で開示される</li></ul>
② 公立高校は法人格を持たない <ul style="list-style-type: none"><li>・ 県立なら設置者である県が出願人候補となる</li></ul>
③ 発明は職務発明となるか(費用負担、権利者は?) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 生徒は学校の施設を使って研究しても従業員ではないため職務発明として取り扱えない</li><li>・ 教諭の職務は、「生徒の教育をつかさどること(学校教育法62条、37条11項)」で、教員の義務は「絶えず研究と修養に励み」(教育基本法9条)であるから、このことから見て、教育ではなく発明を目的とする研究は、職務に属するとは言えない。そのため、職務発明に該当せず、学校設置者(例えば県)に帰属させることができない。</li></ul>
<b>(2) 工業高校「実習において第三者の権利に配慮するもの」</b>
① 授業が生徒の作品製作で完結せず、産学連携を見据えるようになった <ul style="list-style-type: none"><li>・ 例えば、椅子などの家具の製作実習に際し、著作物性を備えた既存のデザインチェアを模倣して生徒が製造した二次的著作物について、そのデザインを地元企業で生産してもらうなどの行為は、授業の過程における複製(著作権法35条)の範囲を超える。さらに意匠権の確認も必要</li></ul>
<b>(3) 商業高校「高校生の商標及び意匠の出願から活用に関するもの」</b>
① 生徒が企画、デザインしたものが、地元企業でコラボ商品として一般的に販売されるようになった <ul style="list-style-type: none"><li>・ お土産品等の商品企画を生徒が行い、その具現化・商品化は地元企業が行うことで販売に至っている事例が多く、商標権侵害の観点からも実践的な商標の学習が必要</li><li>・ 生徒が創作した商品ネーミングやデザインについての著作権や商標権の企業への許諾・譲渡について、生徒や学校が不利な契約にならないような配慮が必要</li></ul>

### 4. 今後の課題

本学がこの度設置した知財相談窓口は、知財教育手法及び教育の観点からの知財権の対応に係る相談窓口としては、全国的に初の取組である。今後は、今まさに全国的に芽吹いている知財教育の拡充の火を消さないために、必要な方がアクセスできるよう広報に努め、相談されたケースを蓄積しながら相談対応能力を強化していきたい。

1) 「専門高校と知的財産、地方創生の主人公に！」 菅原裕明, 産業と教育H28, 10月号p2-7

2) 「専門高校生及び高等専門学校生の知的財産学習における学習者中心学習法の効果的活用」 三木俊克, 日本知財学会誌vol. 12No. 1-2015: 22-28

3) 「知財教育・特許等の無料相談の山大ホットラインの開設」 [http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/chizai/?page\\_id=2199](http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/chizai/?page_id=2199)

4) 「山口大学知財教育教材を活用した専門高校への知財人財育成及び育成担当者養成支援」産学連携学会関西・中四国支部第7回研究・事例発表会(2015)M7-17

5) 「高等学校学習指導要領」H21. 3, 「高等学校学習指導要領解説農業編」H22. 10, 同「工業編」H22. 1, 同「商業編」H22. 1文科省